

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、奈良県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅(集会所等を含む。以下同じ。)で原則として県産木材を使用して建設するものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合電話等によりすることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。次条において同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(適用)

第12条 この協定は、令和8年3月3日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月3日

甲 奈良県奈良市登大路町30
奈良県知事 山下 真

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長 安成 信次